

閲覧用

南小国町農業委員会総会会議録

令和 7 年 3 月 7 日開会

熊 本 県 南 小 国 町

令和6年度南小国町農業委員会3月総会

開催日時 令和7年3月 7日（金）午前10時00分から午前11時00分

開催場所 南小国町役場 きよらホール

会議録署名委員（1番委員、4番委員）

日程

1. 報告第 7号 農地法第18条（通知）
2. 議案第 29号 農地法第3条（委員会）
3. 議案第 30号 基盤強化法等改正法附則第5条（農用地利用集積計画の公告）
4. 議案第 31号 農用地利用集積等促進計画案の決定について
（所有者・機構間契約）（機構・受け手間契約）

出席委員（5名）

1番 藤 堂 伸 二 委員	3番 河 津 篤 委員
4番 穴 井 堅 委員	5番 日 野 米 藏 委員
7番 甲 斐 義 隆 委員	

欠席委員（3名）

2番 北 里 昌 嗣 委員
6番 河 津 博 文 委員
8番 井 野 みゆき 委員

職務のため議場に出席した事務局職員（2名）

事務局 長 穴 井 康 治
事務局 野 口 駿 太 郎

○会長

おはようございます。

ただ今から、令和7年3月の農業委員会定例総会を始めたいと思います。

本日は2番北里委員、6番河津委員、8番井野委員から欠席の連絡がありましたが、委員5名の出席で定足数に達していますので、総会は成立します。

本日の会議録署名委員を1番藤堂委員、4番穴井委員にお願い申し上げます。

報告第7号 農地法第18条（通知）

それでは、ただ今から議案に移ってまいります。

報告第7号 農地法第18条（通知）について事務局から説明をお願いします。

○事務局長

【報告第7号 農地法第18条（通知）について詳細に説明】

（申請番号）07-1 （所在）満願寺〇〇〇〇〇〇〇〇。（登記地目・現況地目）共に田。（面積）1,319㎡。同じく7473。（登記地目・現況地目）共に田。396㎡。同じく〇〇〇〇。（登記地目・現況地目）共に田。733㎡。同じく〇〇〇〇-〇。（登記地目・現況地目）共に田。879㎡。同じく〇〇〇〇-〇。（登記地目・現況地目）共に田。416㎡。同じく〇〇〇〇。（登記地目・現況地目）共に田。1,371㎡。同じく〇〇〇〇〇〇。（登記地目）畑。（現況地目）田。158㎡。計、田7筆5,272㎡です。（貸付人）熊本県阿蘇郡南小国町大字満願寺〇〇〇〇番地。〇〇〇〇氏。（借受人）熊本県阿蘇郡南小国町大字満願寺〇〇〇〇〇番地。〇〇〇〇氏。（解約申入日・成立日・引渡日・通知日）共に令和7年1月20日。（解約形態）合意解約です。

以上です。

○会長

はい。ありがとうございました。

それではただ今の農地法第18条の通知報告について、皆さんからご意見ご質問等がありましたらお願いします。

ありませんか。

（ありません。の声あり）

それでは以上のとおり報告を了承いただいたものとして処理いたします。

議案第29号 農地法第3条（委員会）

議案第29号 農地法第3条（委員会）について事務局から説明をお願いします。

○事務局長

はい。2ページになります。

【議案第29号 農地法第3条（委員会）について詳細に説明】

（申請番号）07-2 （権利）賃貸借権 （所在）赤馬場〇〇〇〇〇〇〇〇-〇。（登記地目・現況地目）共に田。（面積）1,196㎡。計、田1筆1,196㎡。（貸付人）熊本県阿蘇市〇〇〇〇〇〇番地〇〇。〇〇〇氏。（借受人）熊本県阿蘇郡南小国町大字赤馬場〇〇〇〇番地。〇〇〇〇氏。（申請事由）借受人の規模拡大のため。（期間）につきましては令和7年4月1日から令和12年3月31日となっております。

この案件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われ許可要件の全てを満たしていると思われします。

参考資料としまして、4 ページ目になります関係位置図、それから本日お配りしました 3 条現地確認写真をご覧いただきたいと思います。

続きまして別にお配りしております、農地法第 3 条関係許可審議票につきましては野口より説明いたします。

○事務局

はい。それでは当日配付資料をご覧ください。

【農地法第 3 条許可審議票について詳細に説明】

以上です。

○会長

はい。それでは担当委員であります 4 番穴井委員からご説明をお願いします。

○4 番委員

はい。ではご説明をいたします。

本案件については昨年の作付けまでは、それこそ借り主の方ですけども〇〇〇〇さんの方が田植えまでを行って、その後の管理はですね〇〇〇さんがするということで行っていたみたいでございしますが、〇〇さんも仕事の都合で住所も阿蘇市ということになっておりますけど、実際は元々のお住まいは〇〇の〇〇でございします。仕事の都合上阿蘇市の方に行かれていますと思いますけれども、そういったことで中々管理の方も難しいというようなことから、右の方に書いてありますとおり〇〇さんも規模拡大をされておまして、そういったことで賃貸借によりまして土地の方を借り受けいたしまして〇〇さんの方が規模拡大をするということの案件でございします。内容的には問題ないと思いますが、皆さんのご審議の程よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○会長

はい。ありがとうございます。

それでは皆さんからただ今の件について何かありませんか。

（5 番委員手をあげる）

はい。5 番日野委員からお願いします。

○5 番委員

はい。借地料が入っておりませんがこれは無償ということでしょうか。

○会長

事務局から説明をお願いします。

○事務局

はい。今回の案件につきましては賃借権設定でして、借料が発生しております。内容は玄米 30 キロで確認しているところです。

以上です。

○会長

よろしいですか。

○5 番委員

はい。

○会長

他に何かありませんでしょうか。ありませんか。

（ありません。の声あり）

それでは賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

はい。それでは全員賛成ですので当委員会として許可をいたします。

続きまして、申請番号 07-3 の説明をお願いします。

○事務局長

（申請番号）07-3 （権利）所有権移転 （所在）につきましては別紙 1 のとおりで次のページをお願いいたします。3 ページ目になります。

(所在)満願寺〇〇〇〇〇〇ー〇。(登記地目・現況地目)共に田。(面積)595㎡です。
他34筆につきましては、読み上げは省略をさせていただきたいと思います。

前のページへお戻りください。計、田30筆17,015㎡。畑5筆817㎡。合計35筆17,832㎡です。(譲渡人)熊本県阿蘇群南小国町大字満願寺〇〇〇〇番地。〇〇〇〇氏。(譲受人)同じく満願寺〇〇〇〇番地。〇〇〇〇氏。(申請事由)につきましては生前贈与のためでございます。

この案件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われ許可要件の全てを満たしていると思われそうです。

参考資料としまして5ページに関係位置図、それから本日お配りいたしました3条現地確認写真をご覧くださいと思います。

続きまして別にお配りしております、農地法第3条関係許可審議票につきまして野口より説明いたします。

○事務局

はい。それでは当日配付資料の2枚目をご覧ください。

【農地法第3条許可審議票について詳細に説明】

以上です。

○会長

はい。本日2番の北里委員が欠席ですから事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

はい。北里委員より説明書のほうを受け取っておりますので読み上げさせていただきますと思います。

〇〇〇〇氏から〇〇氏への生前贈与です。〇〇氏も年齢的に田畑の作業が思うようにならなくなり、息子さんに生前贈与したいと連絡がありました。現地を事務局、本人とで現地確認をしました。まだ地籍調査が入っておらず字図と現地が合わないところがありました。田畑合わせて約2町と大きい面積ですが基盤整備された農地であり、贈与者と奥さんの二人で水稻をしていくとのことでした。作付けが難しい部分は近隣の方の協力を得ながら作るということです。田畑もきちんと管理されており、何ら問題ないと思いますので、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○会長

はい。ありがとうございました。

それではただ今の件について皆さんから質問等がございましたらお願いします。

(1番委員手をあげる)

1番藤堂委員からお願いします。

○1番委員

はい。すいません。この譲受人〇〇〇〇さんは今の資料でいくと農業歴10年ということになっておりますけど、資料を見る限りでは住所も一緒となっておりますけど、ここ何年かの内にこっちに帰ってこられたということですね。確か若い頃は家族で農作業をやられていましたけど、その後離農して他所のほうに転出というか行っていらっしまったと思いますんで、最近というか何年か前くらいにこっちに帰られてきて同居しているということなんですかね。

○会長

事務局からお願いします。

○事務局

事務局より説明させていただきます。

〇〇さんがいつ帰ってこられたというところまではすみません、事務局のほうでも調べてはいないのでお答えできないんですけど。年間の10年間これまで経験がありますというところに関しましては、これまでの〇〇さんの通算の農作業歴になりますので、それこそまだ町内にいらっしゃったときから含めて10年間累計でされてらっしゃる、という標記になっております。

以上です。

○1番委員

ということはもう住所も一緒ですから今現在は同居しているということですね。

○事務局

はい。そちらに関しては住所が一緒ですので同居されてらっしゃるという考えでよろしいかと思います。

○1番委員

はい。それともう一つ質問ですけど、経営面積のところで、〇〇さんの方が12,560㎡で自作が同じ数字で貸付が5,272。この5,272というのは先ほどの資料の1ページ目の07-1ですか合意解約で帰ってきた分だと思うんですけど、その下の今度は譲受ける〇〇〇〇さんのほうは同じく12,560㎡ですけれども、今回の35筆の中にはこの合意解約で帰ってきた6筆も入っているように思うんですけど、そのあたりの表現の違いというのはどうなっているのですか。この5,272というのは〇〇さんのほうの12,560の方には含んでいるんですかね。含んでいるのであれば自作が12,560と貸付5,272、これを足した数字が経営のところにいくんじゃないんですか。

○会長

事務局からよろしいですか。

○事務局

はい。事務局より説明させていただきます。

まず〇〇〇〇氏の経営面積、自作、借入、貸付の面積の内訳なんですけど、自作に関しては〇〇さんに貸されていない部分の面積が12,560で計上されています。貸付に関しましては先ほど藤堂委員がおっしゃったとおり、まだ現時点に関しては合意解約の議案が本日付けになっておりますので、まだ貸付のところに5,272㎡が載っているとことになりまして、こちらに関しては〇〇さんが経営されている面積に関しては自作と借入面積のみが計上されるところになりますので、経営面積12,560㎡に関しては問題ないかなと思います。〇〇〇〇氏に関しての12,560㎡が経営、自作に計上されているのは一応世帯として経営面積見ておりますので〇〇氏の世帯の中に〇〇氏もいらっしゃるので、これまで12,560㎡を〇〇氏の世帯の中で自作して作られていらっしゃるという見方になるかなと思います。

ちょっとお答えになっていたか分からないですが以上になります。

○1番委員

いえ、あの、ですから〇〇さんが自分でやっている部分が自作イコール経営ということで12,560というのは分かるんですけど、それに他所に貸しているのが5,272あるわけでしょ。ということは自分で作っている分と貸している分を全部合わせたら17,832になるんじゃないでしょうか。という話しですよ。それが5,272が帰ってきたんであれば12,560元々〇〇さんがやっていた分と帰ってきた5,272合わせて17,832㎡というのがこの〇〇さんが引き継ぐ農地の面積になるんじゃないかなと思ったんですけど。違うでしょうか。

○会長

事務局からお願いします。

○事務局長

はい。今藤堂委員がおっしゃったとおりになります。ただしこの所有権移転、今回の議案が通らないことにはあくまで〇〇さん所有の貸付地ということになりますので、まだ〇〇氏の貸付地には記入できないことになります。今回の議案が通って所有権が改めて〇〇氏に移った場合はこの貸付地のところに入ってくるんですが、現段階では貸付地は〇〇さんから〇〇さんの方に貸された分、それが今回合意解約で戻ってくるという、公告をふまえた上ということですね。だから所有地としましては〇〇さんとしては所有地は 17,832 で、自作地 12,560 m²の分を〇〇さんと〇〇さんで耕作をされて、残りの 5,272 につきましては〇〇さんの方に貸されていたといった部分になりますので、現耕作面積は 12,560 ということになっております。

以上です。

○1 番委員

何かそこら辺のタイミングの違いという話しですね。

はい。分かりました。

○会長

(○推進委員手をあげる)

○委員からお願いします。

〇〇推進委員

はい。先ほど先走ってこの議案の件だったんですけど、報告第 7 号でありました通知があったことを報告するということは、誰から通知があったのかということ、ちょっと確認の意味で聞きたいと思います。それと二つ目、通常でしたら全部で 1 町 7 反あるということで、今までは 1 町 2 反〇〇さんが作っていて 5 反ほど合意解約して 1 町 7 反の規模にして、尚且つ〇〇さんは 10 年くらいしかならんのに、本当に 1 町 7 反作れるようになるのかが聞きたいと思います。担当委員がいまないので状況は分かりませんが、いきなりこれまでと違った規模拡大を図るということで可能かどうかお聞きしたいと思います。それと農地バンクの活用は、この場合は貸し借りで何か生前贈与ということで税制の優遇があると前の説明会で聞いたんですが、この場合は税制の優遇が受けられるでしょうか。以上 3 点お尋ねします。

○会長

事務局からお願いします。

○事務局

はい。事務局より回答させていただきます。

まず一点目の報告第 7 号の案件は誰からの通知かというところに関しては〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏のお二人からの通知になります。

二つ目の本当に〇〇さんが作れるのかどうかというところなんですけど、そこはやはり私も〇〇さんご夫婦で今回生前贈与で作られるというところで、私と北里委員と二人で現地確認及びヒアリングを取りまして、一応ご夫婦でこの面積を作っていかれるというところは断言されています。北里委員の説明でもあったとおり、作付けが難しい部分に関しては近隣の方の協力を得ながら作るということで、そこに関してはやはり以前貸されていた〇〇さんとかですねそういうところの助力を得ながらご夫婦で作られるという解釈でよろしいかと思います。

最後の農地バンク関係の生前贈与の税制の優遇に関してなんですけど、農地バンクはあくまで農地バンクとして考えるものであって、税制の優遇は農地バンクで入れるなんですけど、相続の生前贈与等の税金関係は特に関係はないです。

後、一応今回の案件につきましては農地法第3条にはなりますので、農地バンクとは異なる手続きであることも先にご説明させていただきたいと思います。

以上です。

〇〇推進委員

はい。分かりました。生前贈与と相続という形になると生前贈与の方が有利なというか、どっちが有利かわからんばってんですね。それと当然兼業農家でやれる規模じゃないと思うんですね。おそらく専業農家でやられると思います。町の平均が8反くらいが各農家の平均とすれば、1町7反というのはその倍以上になりますから、どんどん調子に乗ってから周辺の田んぼとかも借りてやれるような農家になっていただきたいと思います。

〇会長

他に皆さんからありませんか。

(ありません。の声あり)

それでは賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。ありがとうございました。

それでは全員賛成ですので当委員会として許可をいたします。

議案第30号 基盤強化法等改正法附則第5条

(農用地利用集積計画の公告) について

議案第30号 基盤強化法等の一部を改正する法律附則第5条(農用地利用集積計画の公告)について事務局から説明をお願いします。

〇事務局長

はい。6ページをお願いいたします。

【議案第30号 基盤強化法等の一部を改正する法律附則第5条 (農用地利用修正計画の公告) について詳細に説明】

(権利種別) 貸借権設定 (申請番号) 07-3 (所在) 満願寺〇〇〇〇〇〇〇-〇。(登記地目・現況地目) 共に田。(面積) 2,728㎡。計、田1筆2,728㎡。(利用権) 賃貸借権。(貸付人) 熊本県阿蘇郡南小国町大字満願寺〇〇〇〇番地。〇〇〇〇氏。(借受人) 同じく大字満願寺〇〇〇〇番地。〇〇〇〇氏。(利用目的) 水稻です。(借賃) 全筆で40,000円となっております。(期間) は令和7年4月1日から令和17年3月31日まで。再設定となっております。

次のページをお願いいたします。

(申請番号) 07-4 (所在) 赤馬場〇〇〇〇〇〇〇-〇。(登記地目・現況地目) 共に田。3,053㎡。赤馬場〇〇〇〇〇〇〇-〇。(登記地目・現況地目) 共に田。618㎡。計、田2筆3,671㎡。(利用権) 賃貸借権。(貸付人) 熊本県阿蘇郡南小国町大字赤馬場〇〇〇番地〇。〇〇〇〇氏。(借受人) 同じく大字満願寺〇〇〇番地〇。〇〇〇〇氏。(利用目的) 水稻です。(借賃) につきましては全筆で50,000円です。(期間) 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで。再設定となっております。

続きまして、(申請番号) 07-5 (所在) 中原〇〇〇〇〇。(登記地目・現況地目) 共

に田。1,665 m²。同じく〇〇〇。(登記地目・現況地目)共に田。2,343 m²。中原〇〇〇〇〇。(登記地目・現況地目)共に田。1,899 m²。同じく〇〇〇ー〇。(登記地目・現況地目)共に田。412 m²。同じく〇〇〇ー〇。(登記地目・現況地目)共に田。1,210 m²。計、田5筆7,529 m²。(利用権)賃貸借権。(貸付人)熊本県阿蘇郡南小国町大字中原〇〇〇番地。〇〇〇〇氏。(借受人)同じく大字中原〇〇〇番地。〇〇〇〇〇氏。(利用目的)水稻。(借賃)は10aあたり45kgです。(期間)は令和7年4月1日から令和12年3月31日まで。再設定です。

次のページをお願いいたします。8ページです。

(申請番号)07-6 (所在)満願寺〇〇〇〇。(登記地目・現況地目)共に田。5,495 m²。同じく〇〇。(登記地目・現況地目)共に田。1,341 m²。計、田2筆6,836 m²。(利用権)賃貸借権。(貸付人)熊本県阿蘇郡小国町大字〇〇〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇氏。

(借受人)熊本県阿蘇郡南小国町大字満願寺〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇氏。(利用目的)水稻。(借賃)は全筆で180kgです。(期間)は令和7年4月1日から令和8年3月31日までの新規設定です。

続きまして、(申請番号)07-7 (所在)満願寺〇〇〇〇〇〇。(登記地目・現況地目)共に田。(面積)809 m²。計、田1筆809 m²。(利用権)賃貸借権。(貸付人)熊本県阿蘇郡小国町大字〇〇〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇氏。(借受人)同じく町大字満願寺〇〇〇番地〇。〇〇〇〇氏。(利用目的)水稻。(借賃)につきましては全筆で120kgです。(期間)は令和7年4月1日から令和12年3月31日までの再設定となっております。

次のページをお願いいたします。9ページです。

(申請番号)07-8 (所在)満願寺〇〇〇〇〇。(登記地目・現況地目)共に田。(面積)2,527 m²。計、田1筆2,527 m²です。(利用権)賃貸借権。(貸付人)熊本県阿蘇郡南小国町大字満願寺〇〇〇番地。〇〇〇〇〇氏。(借受人)同じく大字満願寺〇〇〇番地〇。〇〇〇〇氏。(利用目的)水稻。(借賃)は全筆で60kgです。(期間)は令和7年4月1日から令和12年3月31日までの再設定となっております。

続きまして、(申請番号)07-9 (所在)中原〇〇〇〇〇〇ー〇。(登記地目・現況地目)共に田。(面積)3,482 m²の内1,019 m²。計、田1筆1,019 m²です。(利用権)使用貸借権となっております。(貸付人)熊本県阿蘇郡南小国町大字中原〇〇〇〇番地。〇〇〇〇〇氏。(借受人)同じく大字中原〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇氏。(利用目的)牧草。

(期間)は令和7年4月1日から令和12年3月31日までの新規設定となっております。なお、残りの2,463 m²につきましては自作を行う予定ということでお聞きしております。

次のページをお願いいたします。

(申請番号)07-10 (所在)中原〇〇〇〇〇〇ー〇。(登記地目・現況地目)共に田。(面積)2,265 m²。計、田1筆2,265 m²です。(利用権)使用貸借権となっております。

(貸付人)熊本県阿蘇郡南小国町大字中原〇〇〇〇番地。〇〇〇〇〇氏。(借受人)同じく大字中原〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇氏。(利用目的)牧草。(期間)は令和7年4月1日から令和12年3月31日までの新規設定となっております。

続きまして、(申請番号) 07-11 (所在) 中原〇〇〇〇〇〇-〇。(登記地目・現況地目) 共に田。(面積) 628 m²。計、田 1 筆 628 m²です。(利用権) 使用貸借権となっております。(貸付人) 熊本県阿蘇郡南小国町大字中原〇〇〇〇番地。〇〇〇〇〇氏。(借受人) 同じく大字中原〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇氏。(利用目的) 牧草。(期間) は令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの新規設定でございます。

次のページをお願いします。11 ページです。

(申請番号) 07-12 (所在) 中原〇〇〇〇〇〇。(登記地目・現況地目) 共に田。(面積) 1,311 m²。計、田 1 筆 1,311 m²です。(利用権) 使用貸借権でございます。(貸付人) 熊本県阿蘇郡南小国町大字中原〇〇〇〇番地。〇〇〇〇〇氏。(借受人) 同じく大字中原〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇氏。(利用目的) 牧草。(期間) は令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの新規設定となっております。

続きまして、(申請番号) 07-13 (所在) 別紙 2 のとおりとなっております。

次のページをお開けください。12 ページになります。

(所在) 満願寺〇〇〇〇〇〇〇。(登記地目・現況地目) 共に田。(面積) 419 m²。他 34 筆の読み上げは省略させていただきます。

次のページをお願いいたします。13 ページです。別紙 2 の 2 になります。

満願寺〇〇〇〇〇〇〇。(登記地目・現況地目) 共に畑。(面積) 201 m²です。当ページ他 23 筆の読み上げにつきましては省略をさせていただきます。2 ページお戻りください。11 ページになります。計、田 36 筆 45,863 m²。畑 23 筆 44,165 m²。合計 59 筆 90,028 m²でございます。(利用権) は使用貸借権です。(貸付人) 熊本県阿蘇郡南小国町大字満願寺〇〇〇〇番地。〇〇〇〇氏。(借受人) 同じく大字満願寺〇〇〇〇番地。〇〇〇〇氏。(利用目的) 水稻です。(期間) は令和 7 年 4 月 1 日から令和 17 年 3 月 31 日まで。再設定となっております。

以上です。

○会長

はい。ありがとうございました。

それではただ今の農用地利用集積計画について、ご意見ご質問等がありましたらお願いいたします。

(○推進委員手をあげる)

○委員からお願いします。

〇〇推進委員

07-2 の先ほど説明があったかと思いますが、これは貸し主、借り主でこれは有償ということで、これは新規なので第 3 条で持ち上がってきて、ただ今 5 条で報告しましたこれも賃貸借でずらっと無償もありながら、新規もありながら再設定もあるということで、区別がこんがらがってわからんのですけど、簡単に言いますと、07-2 は第 3 条で上げないかんという理由を一つお尋ねしたいということと、僕なりに解釈すれば第 3 条で上がってきたら次から再設定は第 5 条ですのか何かに変わるのかということです。それと中原関係は私が最適化推進委員で関わった関係で、農業委員さんは現地を確認するのでしょうか。私は地元ですから当然どこなのか分かりますが、その後に農業委員さんは現地を確認するのかお尋ねしたいです。それと 07-13 については親子

だと思うんですけど、再設定ということでこれは経営移譲年金を受給するための設定になるのかお尋ねします。

○会長

事務局から説明をお願いします

○事務局長

はい。説明の前に申し訳ありません。事務局からの要望ということで、一問一答式にさせていただけないかと思います。如何でしょうか。一つの問に対して一つの答えを返していけたら間違いない答えとか出せるかと思いますので。

○○推進委員

ここは議会じゃありませんのでまとめて言うた方が僕としては頭の中がこんがらがるので。一問一答の方が良いというのであれば、一つ 07-2 はなぜ貸し主、借り主がこうなっているのでしょうか。

○会長

事務局からお願いします。

○事務局

はい。事務局より説明させていただきます。

先ほどの○委員のご質問の内容から、総合的に考えると農地法第3条と利用権設定の違いということで、事務局から回答させていただきたいと思います。

議案第29号の07-2ですね、○○さんと○○さんの3条に関しましては、借り主の方の要件によって3条で扱っております。○○さんは兼業農家さん。専業農家ではなく兼業農家さんであり、農業を主とされていらっしゃる方ですので農地法第3条、という形で添付書類で図面とかもつけてから農業委員会で審議を正確に行っているところでございます。今回その他複数ございました利用権設定、基盤強化法第5条の附則に伴う議案に関しましては、主に町内で専門的に農家をされていらっしゃる方、中心的に農業をされていらっしゃる方がこの利用権設定の対象になっておりますので、そちらに関しては中心的に農家として活動をされていらっしゃる、プラス再設定とかにつきましては、もう再設定でお話もついていらっしゃるので、この議案だけの形になっております。今のお話で、07-2の農地法の3条の違いと利用権設定の基盤強化法第5条の違いについては以上になりますが、よろしかったでしょうか。

○○推進委員

はい。それでは要件の農業を主としていないということでしたら、前ならそういう人には農地を貸せないという法律だったのですか。

○会長

事務局からお願いします。

○事務局

はい。事務局より説明させていただきます。

農地法第3条につきましては、基本的に以前の法律が変わり、今に関しましては所有している農地を下限面積と以前は言っていたんですけど、何反以上持っていないと農地を貸し借り所有できませんという要件があったんですけど、それも全て撤廃されて、今誰でも農地は貸し借り所有権移転はできる形になっています。昔に関しましてはそのような下限面積とかですね、後はいくつか項目とかがありましたが、法律の改正によっていろんな方に農地の集約集積を促進するため今に関しましては誰でも農地の貸し借り取得はできるようになっております。

以上です。

○○推進委員

分かりました。じゃあ農業を主とした人になれば第5条に変わるという解釈でいいんだと思いますが。分かりました。

それと2番目に現地を確認するという事で農業委員さんが、私に関わった案件について確認をしていただいたかどうかの返答をお願いします。

○会長

はい。事務局からお願いします。

○事務局

はい。事務局より説明させていただきます。

今回の議案第30号の基盤強化法等の議案につきましては、特に農業委員さんの現地確認に関しては必須としてはおりません。ですのでそこに関しては、申請者さんの方から出していただいた書類を元にあくまで事務局のほうで場所の確認等はしておりますが、農業委員さんの現地確認は必須とはしておりません。

以上です。

○会長

(1番委員手をあげる)

1番藤堂委員。

○1番委員

今のことに関連してですが、今事務局から説明もあったように農業委員の場合には、田んぼとか畑の譲渡の場合には意見を求めるということで地権者さんが書類を持って来られますけど、こういう賃貸借間というか貸し借りの場合には別に全然求められませんので、現地確認はしておりません。そこで質問なんですけど、この申請番号07-9から10、11、12までの4件については全部中原の〇〇という字名が付いておりますけど、元々は全部田んぼですけど、全てですね借りた後の何を作るかというところは〇〇ということになっておりますけど、これはまず場所がだいたいどのあたりかというのを教えていただきたいのと、田んぼで水稲じゃなくて〇〇になるということ、それだけ水稲面積が減って〇〇〇・〇〇〇になるということなんでしょうか。ご教授お願いいたします。

○会長

事務局からお願いいたします。

○事務局

はい。事務局より説明させていただきます。

場所の説明に関しては中々口答では難しいところではございますが、〇〇の〇〇〇〇を降りてから右手に曲がって〇〇に行く道の基盤整備がされた条件のいいところの農地という考えでよろしいかと思います。

○1番委員

道路より山付きですか、川付ですか。

○事務局

川付ですね。で今のお話ですと、もう一点に関しましては〇〇を植えられるというところでして、そちらに関しては一応所有者の方と借受人の方とでお話をされてから、中々作り手がいらっしやなくて、今回作り手で見つかったのが〇〇を作られるこちらに名前が載っている方が作ってくださるということになりましたので、そちらに関してはやはり農地をまず荒らさないという目的に関しては、まずはそちらが重要かなと思いますので、〇〇を作るというところに関しては問題ないかと思います。水稲を作る面積が減るというところに関しては、お話ししたとおり水稲面積分に関してはこの〇〇部分は減るかなと思います。

以上です。

○会長

(○推進委員手をあげる)

○委員からお願いします。

関連の報告としまして私が担当しているところでございますのでいずれも9から10、11、12 までは〇〇の井出が通っていますけど、〇〇〇を〇〇〇として〇〇〇まで〇〇井出というのがあります。その井出がかりについてですね今までポンプで上げたりしていましたけど、一人ずつ言えば〇〇さんに措いては今も水をあげています。川から。ここに出した分は〇〇に変えてもいいと。〇〇さんが草を切って焼いたりしてから何も植えんで管理をしていました。それを見かねた〇〇さんが私が道端で〇〇で、無償でいいなら借りますということでしたので、あっせんして〇〇さんにお話をしました。その次の 07-10 については〇〇〇〇氏が去年までW C Sの米を作って〇〇さんに畜産用として提供していました。ところがこれも川からポンプで揚げていまして、〇〇さんに措いては非常に田を作ることが負担が多いということで、〇〇さんに私が貸すから〇〇でも植えんな、ということになりました。11 の〇〇〇〇さんについても、ここは〇〇〇の公民館の横で、以前〇〇〇〇さんは〇〇〇〇さんに貸してまして、そこは畑として〇〇〇〇さんが管理をしておりました。そして去年の 9 月にですね満期で〇〇さんの方が戻しますということで畑になっておりましたので、それも条件がいいからですね〇〇を無償で借りたいということでここも〇〇井出の水がかかりません。同じく 12 についても井出の上にある畑でして、どうしても田んぼを鋤くならポンプで揚げないかんということで、いずれの土地も近頃燃料高騰とかですね、機材の高騰とかを考えますならそういう機械を使ってまで農地をする意欲もありませんし、ただ荒れていく状態なので。〇〇〇〇さんが借りていましたが〇〇さんも歳をとったんで。〇〇〇〇さんに措いては、後継者が二人若い人がおってですね存分に力を出せる農家になっています。それで〇〇さんが牛がいっぱいおるけんですね、〇〇をこのように無償という形で4ヶ所借りるという形になりました。

○会長

(1 番委員手をあげる)

○1番委員

○会長

○事務局

はい。事務局より説明させていただきます。

今お話ししたとおり、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの貸借の内容につきましては農業者年金の再設定になります。こちらは経緯をお話ししますと、平成 26 年に〇〇〇〇

さんは経営移譲年金、息子さんに経営移譲をするために受ける年金の設定のために 10 年間の使用貸借を平成 26 年にされました。10 年間されましたら令和 6 年が終期になりますのでその終期に改めて再設定をしなければならないという決まりがございますので今回、議案にて改めて〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへ 10 年間の使用貸借権、無償での再設定をしたところの流れでございます。

以上です。

○1 番委員

農業者年金をもらうためには経営を譲り渡ししか移譲をしてしまわな、名義も変えてしまわなということではないとですね。

○会長

事務局からお願いします。

○事務局

先ほど藤堂委員がおっしゃったとおり名義を変える必要はございません。こちらは経営移譲をする形でしたら貸借でも所有権移転でもどちらでも問題はございません。ただ補足ですけど、貸借をする場合は 10 年以上の契約をする必要がございます。

以上です。

○1 番委員

はい。分かりました。

○会長

(事務局長手をあげる)

事務局からお願いします。

○事務局長

野口の補足になりますが、農業者年金の経営移譲年金、昔よくあった年金になりますが、これをする際は今言ったように 10 年以上の貸し借りか親子間の貸し借りか、第三者との貸し借り、それかその時の所有権を移転してしまうか、名前を変えてしまうか。という 2 択で経営移譲年金がもらえるようになります。ただし出荷名義、農協とか共済とかその辺の名義は必ず変えてくださいと、そういったところの確認は年金基金の方からございます。土地の名義だけは無理に変える必要はないんですが、その他の名義は変えてくださいということでの条件が付いております。

以上です。

○会長

よろしいですか。

○1 番委員

はい。分かりました。

○会長

他に何かご質問等がありましたらお願いします。

ありませんか。

(ありません。の声あり)

それでは採決に移ります。

賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。ありがとうございました。

全員賛成ですので、当委員会として決定したことを町へ通知いたします。

議案第 3 1 号 農用地利用集積等促進計画案の

決定について (所有者・機構間契約) (機構・受けて間契約)

最後に、議案第31号 農用地利用集積等促進計画案の決定について事務局から説明をお願いします。

○事務局長

はい。14 ページをお願いいたします。

【議案第31号 農用地利用集積等促進計画案の決定について

（所有者・機構間契約）（機構・受け手間契約）について詳細に説明】

権利種別：貸借権設定（申請番号）07-1（所在）満願寺〇〇〇〇〇〇。（登記地目・現況地目）共に田。1,234 ㎡。満願寺〇〇〇〇〇〇〇-〇。（登記地目・現況地目）共に田。2,124 ㎡。同じく〇〇〇〇-〇。（登記地目・現況地目）共に田。3,231 ㎡。同じく〇〇〇〇-〇。（登記地目・現況地目）共に田。2,669 ㎡。計、田4筆9,258 ㎡です。

（利用権）賃貸借権。（貸付人）熊本県阿蘇郡南小国町大字満願寺〇〇〇〇番地。〇〇〇〇氏。（借受人）熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番地1。（財）熊本県農業公社。

（利用目的）水稻。（借賃）70,000 円と全筆で193kg となっております。（期間）につきましては令和7年5月1日から令和17年4月30日までの再設定でございます。

続きまして、（申請番号）07-2（所在）等につきましては07-1と同様でございます。

（利用権）は賃貸借権でございます。（貸付人）熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番地1。（財）熊本県農業公社。（借受人）熊本県阿蘇郡南小国町大字満願寺〇〇〇〇番地。〇〇〇〇氏。（利用目的）水稻。借賃及び期間につきましては07-1と同様でございます。こちらも再設定となっております。

以上です。

○会長

はい。ありがとうございました。

それではただ今の件について皆さんからご質問等がございましたらお願いします。

（○推進委員手をあげる。）

○委員からお願いします。

〇〇推進委員

農地バンクの貸し借りの再設定というのは今回初めて見るんですけど、ここに7万と193 扣と普通どっちかを書いてあったんですよね、お金か米か。この場合両方書いてあるというのは何か意味があるんですかね。

○会長

事務局からお願いします。

○事務局

はい。事務局より説明させていただきます。

こちらに関しては、所有者と借受人の〇〇〇〇さんと確認をしてですね、1筆に関しては物納、お米での支払を希望されて、それ以外の農地につきましては金銭での支払を求めていたためこういう形の7万円と193 扣の二つが載っているところでございます。

以上です。

〇〇推進委員

農地バンクの良いところはお金が毎年確実に入ってくるということが利点の中にひとつありましたが、そういうのがあるけんまた10年間、今までお互い何もなくてきたからもう1回あと10年行こうかなという感じだと思いますが、そういう解釈でよろしいでしょうか。

○会長

事務局からお願いします。

○事務局

はい。今○委員がおっしゃったとおり、所有者の意向とかもそこら辺も含めてですね

○会長
○○推進委員
○会長

以前、農業公社を通した貸し借りをされており、今年度終期が切れるため改めてもう一度農業公社への貸し借りをしたいというところで再設定という経緯でお間違いはないです。あとは○委員がおっしゃったとおり公社のメリットとしては 7 万円、お金に関しては公社が所有者さんの方に必ず振り込む、受け手さんの方には必ず引き落とすというメリットがございますので、やはりそういうところを感じてから再設定をされたところかなと思います。

以上です。

よろしいですか。

はい。

他に何かご質問等がありましたらお願いします。

(ありません。の声あり)

それでは採決に移ります。

賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員賛成ですので当委員会として決定したことを町へ通知いたします。

以上で総会を終了いたしました。

これで閉会をいたします。

ありがとうございました。

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

令和 7 年 3 月 7 日

南小国町農業委員会会長

署 名 委 員 1 番委員

署 名 委 員 4 番委員

会 議 録 調 整 者 野 口 駿 太 郎

本 誌 表 紙 共 枚